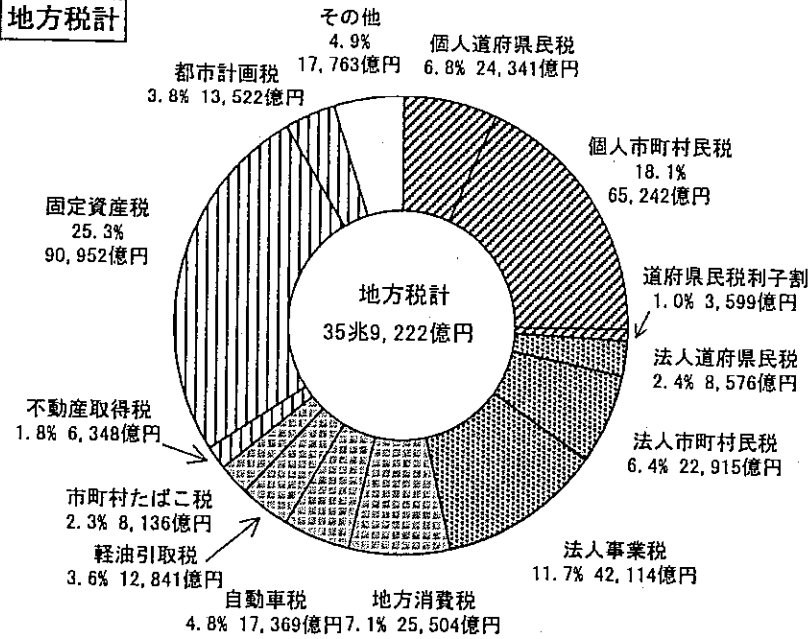
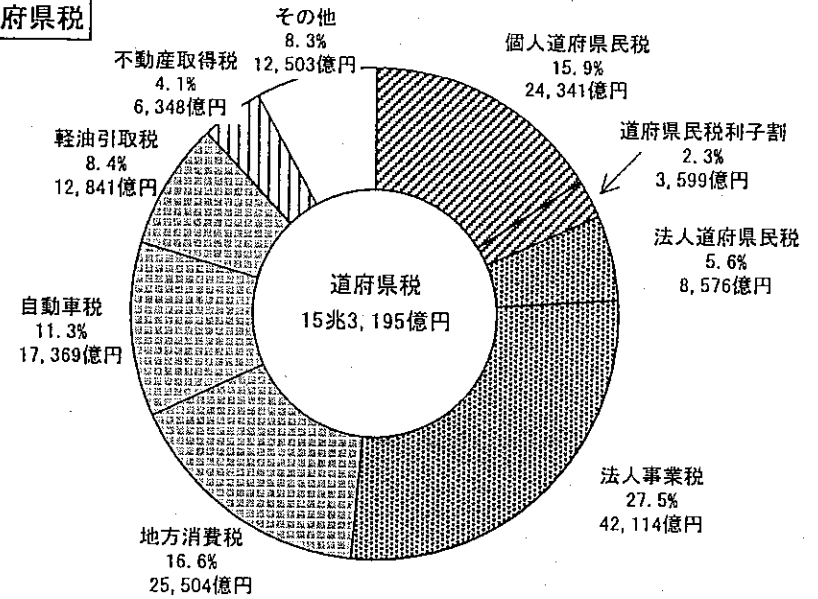


道府県税及び市町村税の税収の構成比(平成10年度決算額)

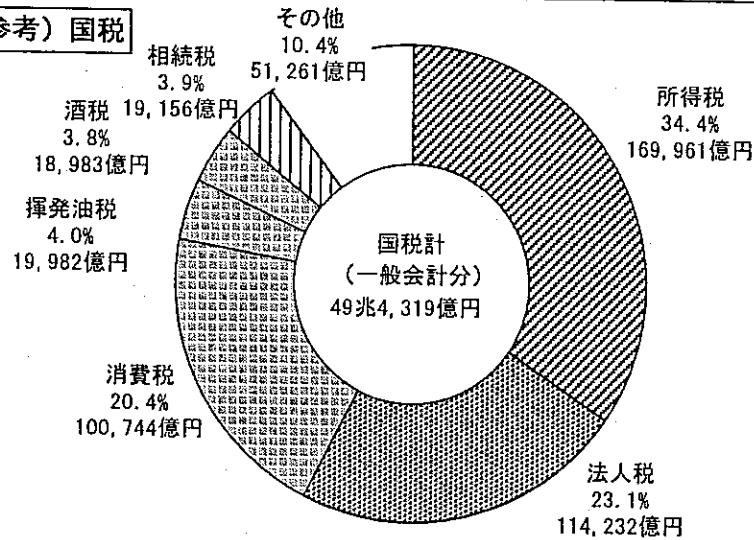
地方税計



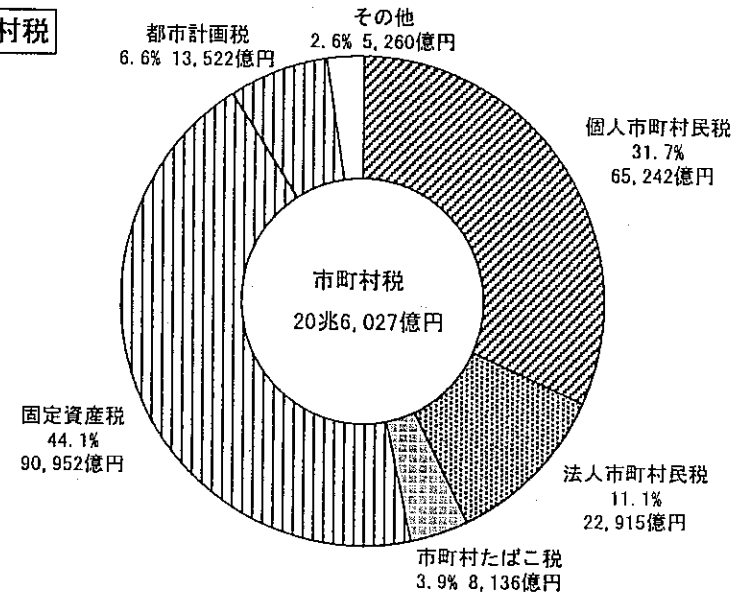
道府県税



(参考) 国税



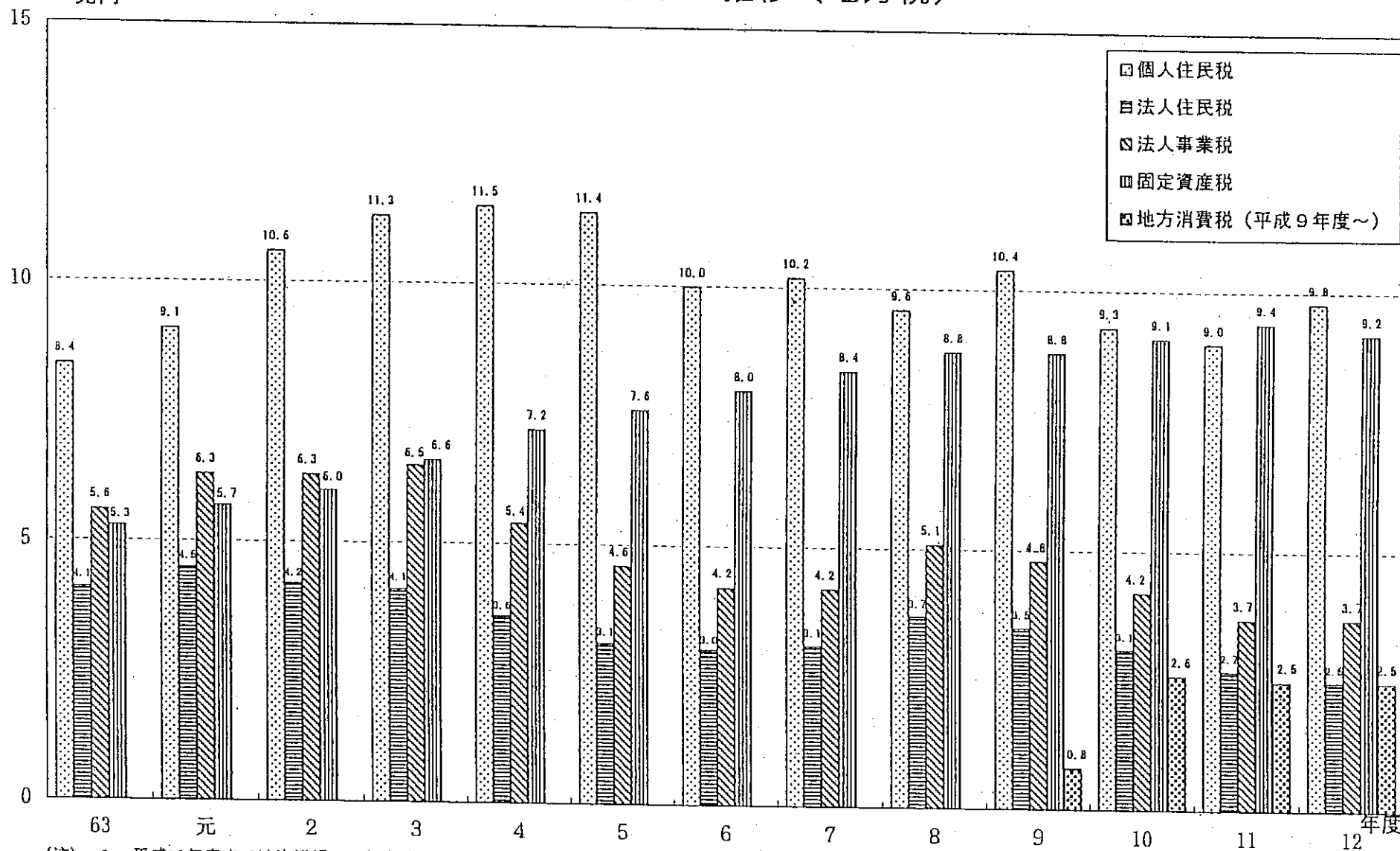
市町村税



(注) 東京都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分は、道府県税収入から控除して市町村税収入とした。

兆円

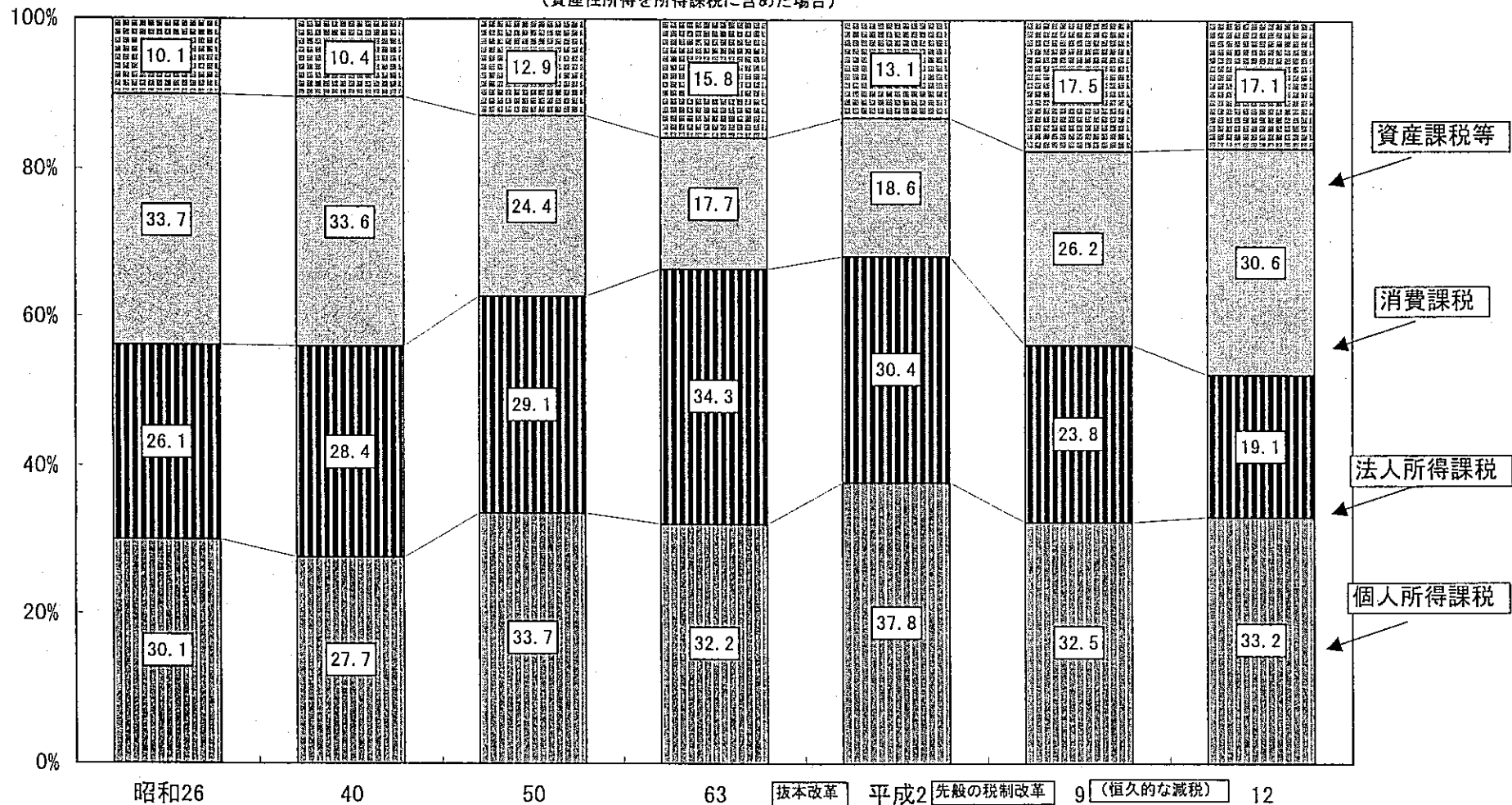
主要税目の税収の推移（地方税）



(注) 1 平成10年度までは決算額、11年度は最近における実勢を加味して算出した実績見込額、12年度は地方財政計画額である。
 2 個人住民税には、道府県民税利子割を含む。

所得・消費・資産等の税收構成比の推移（国税＋地方税）

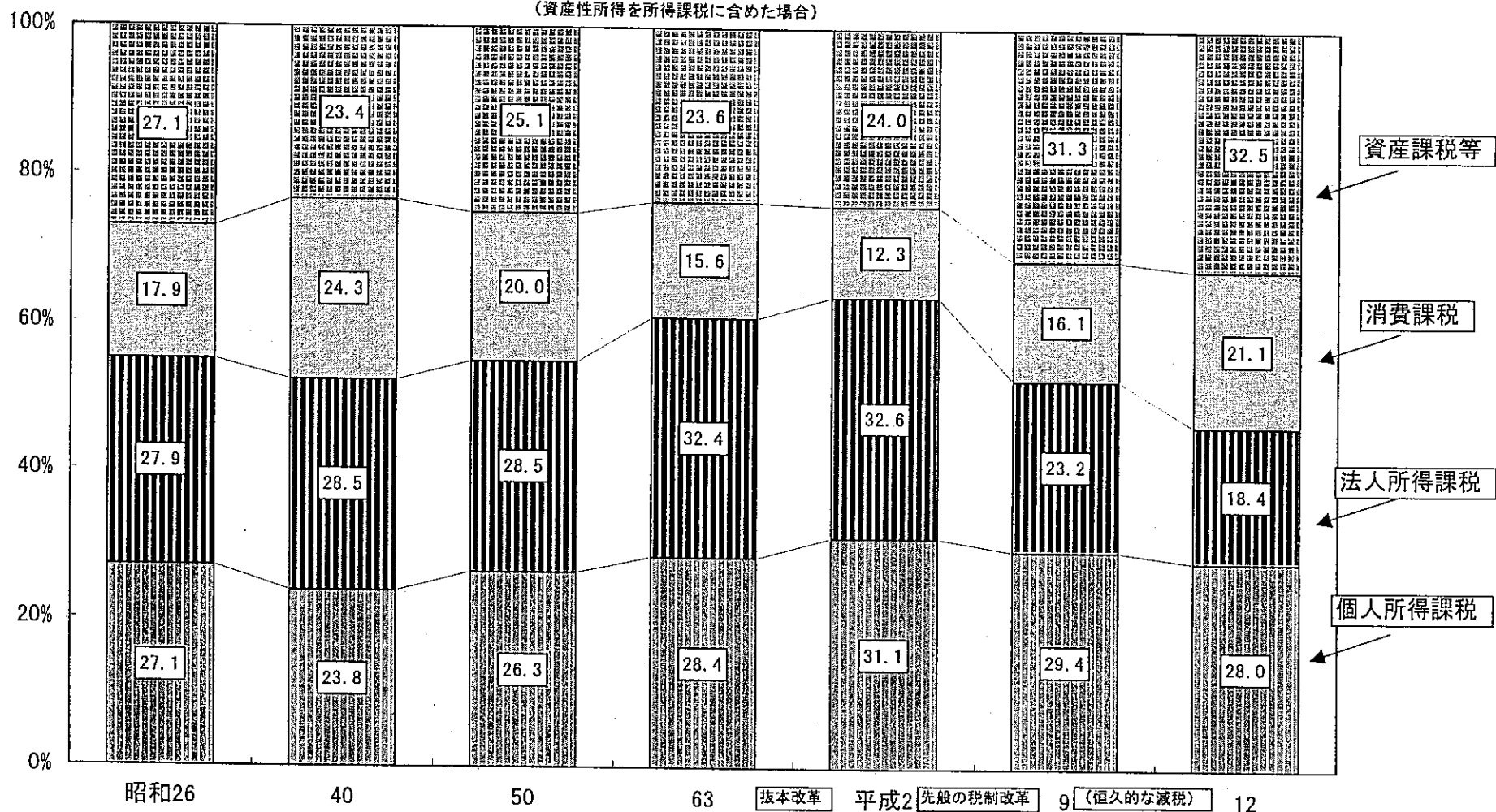
（資産性所得を所得課税に含めた場合）



（注） 平成9年度までは決算額、平成12年度については国税は当初予算額、地方税は地方財政計画額に計画外収入見込額を加えた額である。

所得・消費・資産等の税収構成比の推移（地方税）

（資産性所得を所得課税に含めた場合）



（注） 平成9年度までは決算額、平成12年度は地方財政計画額に計画外収入見込額を加えた額である。

地方の基幹税目

(単位：億円)

税 目	税 の 性 格	12年度税収見込額
個人住民税	地域住民による地域社会の費用の負担分任 ※ 安定的・普遍的	97,548
法人住民税	地域の構成員である法人による地域社会の費用の負担分任	24,518
法人事業税	事業活動と行政サービスとの受益関係に着目した 事業に対する課税	36,528
地方消費税	消費に広く負担を求める地方消費課税 ※ 安定的・普遍的(清算後)	25,438
固定資産税	固定資産の保有と行政サービスとの受益関係に着目した 資産価値に応じた課税 ※ 安定的・普遍的	90,906

(注) 1 個人住民税には利子割を含む。

2 法人事業税については、税収安定化等の観点から、外形標準課税の導入を検討中。

3 「安定的」とは、他の基幹税目と比較して対前年度伸び率の変動が小さいこと、
「普遍的」とは、他の基幹税目と比較して各課税団体の収入の偏在が少ないことをいう。

地方税の税率一覧

(道府県税)

税 目	税 率 の 種 類	制 限 税 率 の 有 無	摘 要
道府県民税			
個人	所得割 標準税率(700万以下 2%) (700万超 3%)	無	9年度までは届出制
	均等割 標準税率(1,000円)	無	
法人	法人税割 標準税率(5%)	有(創設時より)(6%)	
	均等割 標準税率(2万円～80万円)	無	
利子割	一定税率(5%)		
事業税			
個人	標準税率(3%～5%)	有(50年度より)(1.1倍)	49年度までは届出制
法人	標準税率 収入金額課税法人 1.3% 所得金額課税法人 5%～9.6%	有(50年度より)(1.1倍)	49年度までは届出制
地方消費税			
譲渡割	一定税率(25%)		
貨物割	一定税率(25%)		
不動産取得税	標準税率(4%) (住宅取得:3%)	無	9年度までは届出制
道府県たばこ税	一定税率 (1,000本につき 868円)		
ゴルフ場利用税	標準税率 (1人1日につき800円)	有(52年度より)(1,200円)	
自動車税	標準税率(定額課税)	有(51年度より)(1.2倍)	
鉱区税	一定税率		
狩猟者登録税	一定税率 (10,000円、4,500円、3,300円)		
道府県固定資産税	標準税率(1.4%)	無	9年度までは届出制
自動車取得税	一定税率 営業用自動車及び軽自動車 3% 上記以外のもの 5%		
軽油引取税	一定税率 (1klにつき32,100円)		
入猟税	一定税率 (6,500円、2,200円)		
水利地益税	任意税率	無	

(市町村税)

税 目	税 率 の 種 類	制 限 税 率 の 有 無	摘 要
市 町 村 民 税			
個人 { 所得割	標準税率 (3%、8%、10%)	無	
個人 { 均等割	標準税率 $\begin{pmatrix} 2,000\text{円} \\ 2,500\text{円} \\ 3,000\text{円} \end{pmatrix}$	無	
法人 { 法人税割	標準税率 (12.3%)	有 (創設時より) (14.7%)	
法人 { 均等割	標準税率 (5万円～300万円)	有 (創設時より) (1.2倍)	
固 定 資 産 税	標準税率 (1.4%)	有 (26年度より) (2.1%)	1.7%を超える一定 の場合は議会の手続 が必要
軽 自 動 車 税	標準税率 (定額課税)	有 (51年度より) (1.2倍)	
市 町 村 た ば こ 税	一定税率 (1,000本につき 2,668円)		
鉱 産 税	標準税率 (1%) (200万円/月以下の場合 0.7%)	有 (創設時より) (1.2%) (200万円/月以下の場合 0.9%)	
特 別 土 地 保 有 税	一定税率 (土地の所有 1.4%) (土地の取得 3%)		
入 湯 税	標準税率 (1人1日 150円)	無	
事 業 所 税	一定税率 (事業) 資産割 600円/㎡ 従業者割 0.25/100 (新増設) 6,000円/㎡		
都 市 計 画 税	制限税率 (0.3%)	有 (創設時より) (0.3%)	
水 利 地 益 税	任意税率	無	
共 同 施 設 税	任意税率	無	
宅 地 開 発 税	任意税率	無	

法定外普通税の状況（平成12年4月1日現在）

（平成10年度決算額）

〔都道府県〕

石油価格調整税	沖縄県	9億円
核燃料税	北海道、宮城県、福島県、新潟県、 石川県、福井県、静岡県、島根県、 愛媛県、佐賀県、鹿児島県	161億円※1
核燃料物質等取扱税	青森県	32億円
核燃料等取扱税	茨城県(H11.4.1～)	—
計	14団体	202億円

〔市町村〕

砂利採取税等	山北町（神奈川県）、中井町（神奈川県）、 城陽市（京都府）	1億円※2
別荘等所有税	熱海市（静岡県）	4億円
計	4団体	5億円

〔合計〕 18団体 207億円

※1 茨城県の核燃料税（～H10年度）4億円を含む。

※2 千葉県君津市、富津市の山砂利採取税（～H11年度）それぞれ0.4億円、0.3億円を含む。

超過課税の実施状況（平成11年4月1日現在）

（平成10年度決算額）

○ 都道府県

道府県民税法人税割	46団体	938億円
法人事業税	7団体	937億円
計	53団体	1,875億円

○ 市町村

市町村民税個人均等割	20団体	0億円
法人均等割	580団体	143億円
法人税割	1,431団体	2,391億円
固定資産税	280団体	411億円
軽自動車税	33団体	4億円
鉱産税	63団体	0億円
入湯税	2団体	0億円
計	2,409団体	2,949億円

○ 合計

2,462団体 4,824億円

（参 考）住民税法人税割、法人事業税及び固定資産税の超過課税団体数の推移

区分	年度	50	55	60	3	4	5	6	7	8	9	10	11
住民税	道府県	20	44	46	45	45	45	45	46	46	46	46	46
法人税割	市町村	1,191	1,429	1,484	1,466	1,462	1,460	1,453	1,450	1,447	1,444	1,443	1,431
法人事業税		2	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
固定資産税		465	432	399	339	325	315	296	292	289	283	280	280

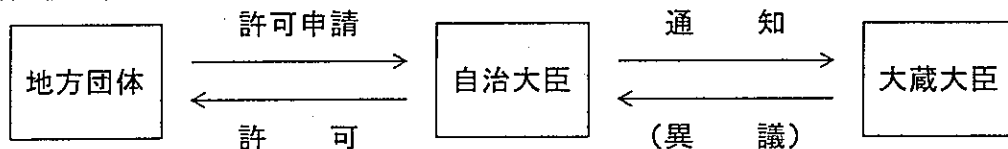
法定外普通税、法定外目的税について

地方分権一括法による地方税法改正（平成12年4月1日施行）

改 正 前

法定外普通税

地方税法で定められた住民税、事業税、固定資産税等の各税目以外に条例で普通税（使途制限なし）を課税できる。



【法定外普通税の課税状況】

- ・核燃料税等（13 団体）……原子炉への核燃料の挿入等に課税
 - ・石油価格調整税（1 団体）……揮発油の販売に課税
 - ・砂利採取税等（5 団体）……砂利の採取等に課税
 - ・別荘等所有税（1 団体）……別荘等の所有に課税
- 合計 207 億円（平成 10 年度決算額）…地方税収総額の 0.06 %



課税自主権の尊重による地方税の充実確保
（地方分権推進計画）



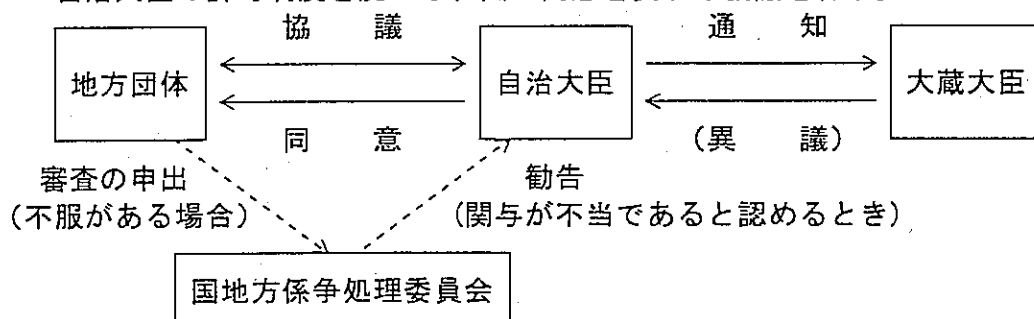
改 正 後

法定外目的税の創設

住民の受益と負担の関係が明確になり、また、課税の選択の幅を広げることにつながる。

法定外普通税に係る国の関与の見直し

自治大臣の許可制度を廃止し、国と同意を要する協議を行う。



【協議の原則】

- ① 書面主義の原則
- ② 手続の公正・透明性の確保
- ③ 事務処理の迅速性の確保

地方公共団体における行政改革の推進

- 地方分権や財政構造改革が進められる中、一層の地方行革の推進が求められることから、地方分権推進委員会の第2次勧告を踏まえ、平成9年11月、新しい「指針」を策定した。
- 新しい「指針」においては、行革大綱を見直し、数値目標の設定等取組内容の充実を図るとともに、これを住民によりオープンにしながら、一層の行政改革の推進に努めることを強く求めている。
- 今後、自治省が示した地方行革推進のための新しい「指針」に沿って行革大綱を見直し、より一層の行政改革に自覚ある取組を進めることが期待される。

① 地方行革の新しい指針のポイント

- (7) 行政改革の一層の推進を
 - ・ 行政改革大綱の見直しは早い時期に
 - ・ 各年度の取組内容を具体的に示した実施計画の策定
- (イ) 数値目標の設定等により具体的で目に見える取組を
- (ウ) 住民によりオープンに
 - ・ 積極的広報と住民意見の反映
 - ・ 公正の確保と透明性の向上
- (エ) 地方分権の推進に応じた新たな視点に立った取組を
 - ・ 自己責任の下での自ら考える行政運営
 - ・ 総合的な人材育成
 - ・ 事務事業の簡素効率化・総合化
 - ・ 市町村等への権限委譲
 - ・ 組織機構の自主性発揮と適切な定員管理
- (オ) 財政の健全化に向けた取組を
 - ・ 既に計画・着手した事業等の必要性等のチェック
 - ・ 会館等の有効活用、利用見込みや重複等のチェック
 - ・ 補助金等の総額抑制
 - ・ 公共工事のコスト縮減
- (カ) 施策の重点的な推進を図りつつ、一層簡素で効率的な行政システムを
 - ・ 施策の重点的推進
 - ・ 民間委託、規制緩和の推進
 - ・ 定員管理の適正化（定員縮減と増員抑制）
 - ・ 給与の適正化
 - ・ 組織・機構の簡素効率化と外郭団体の統廃合等
- (キ) 広域的な視点に立った積極的な取組を
 - ・ 広域連合の活用等広域的な行政体制の強化
 - ・ 広域的人材確保・研修、人事交流、広域的情報ネットワークなど
- (ク) サービス精神と経営感覚、首長のリーダーシップと職員の意識改革、住民の参画などを基本姿勢に

② 平成9年指針に基づく定員管理の数値目標の設定・公表状況

- ・ 都道府県・・・平成11年度末までに100.0%(47団体中 47団体)が設定・公表予定
- ・ 指定都市・・・平成11年度末までに 83.3%(12団体中 10団体)が設定・公表予定
- ・ 市区町村・・・平成11年度末までに 77.8%(3,240団体中2,522団体)が設定・公表予定

地方公共団体における行政改革の推進

○地方分権や財政構造改革が進められる中で極めて厳しい地方財政の状況から、自治省が示した指針に沿って各地方団体とも行革の取組を進めています。

■平成10年度以降の地方行革の具体的な取組事例

◆東京都

- 知事：給料10%（H10まで5%）、期末手当50%削減（H9～13）、副知事・出納長：給料5%、期末手当30%削減（H9～13）
- 指定職：期末手当10%削減（H11）、12%削減（H12、13）、給料5%削減（H12、13）
- 全職員：給料4%、期末・勤勉手当0.15月削減（H12、13）
- 管理職手当：部長級以上10%、課長級5%削減
- 議員：報酬5%削減（H9～12）、期末手当15%削減（H11、12）
- 全職員給与改定12ヶ月延伸（H10）
- 全庁を挙げた施策総点検により経常経費で2,794億円削減（H12予算）
- H8～11の4年間で職員定数▲8,429人削減（純減）、H12～15の4年間で更に5,000人程度削減（純減）
- 直営福祉施設（障害者（児）施設）の委託化、調理業務・医療作業等の委託化、夢の島マリーナの民営化、事業系し尿等の収集・処理の民営化等
- 監理団体：役員報酬基準の引下げ、役員功労金制度の廃止、財政支出の見直し、統廃合

◆神奈川県

- 知事：期末手当100%削減（H10、11）、70%削減（H12～14）、副知事・出納長：期末手当50%削減（H10、11）、35%削減（H12～14）
- 一般職：給与改定9ヶ月延伸（H10、11）、期末・勤勉手当30%～8%削減（H11）
管理職手当受給職員：給料・調整手当4%減額、管理職手当5%減額（H12～14）
その他の職員：給料・調整手当2%減額（H12～14）
- 議員：期末手当30%削減（H11）、20%削減（H12）
- 3つの10%目標（H9～）
①本庁組織の部局、室課の数を5年間で1割以上削減（H11で目標値を超えて達成）
②10年以内に知事部局の職員数を1割程度削減（当面5年間で5%削減）（H12で当面の目標を前倒して達成）
③10年以内に県債の新規発行額を税収等県が自ら確保できる財源の1割以内に抑制
- 本庁組織の再編統合（4部局、30室課を削減）（H10～12）
- 知事部局職員（701人削減）、企業庁職員（109人削減）、教育部門事務局職員（45人削減）（～H12）
- 職員数削減及び給与抑制による人件費の抑制（▲691億円）（H10～12）
- 施策・事業の見直しによる節減：政策的経費等の抑制（▲1,535億円）（H10～12）
- 県主導の第三セクター：統廃合と県の関与の見直し、内部組織の見直しによる効率化、事業の廃止・縮小、役・職員数の見直し、役員報酬・職員給与の適正化等

◆大阪府

- 知事・副知事・出納長：給料5%削減（H9～）、三役以外の特別職（給料3%削減）（H9～）
- 全職員：普通昇給2年停止（H11、12）、特別昇給3年停止（H11～13）
- 指定職：給料2%削減（H9～）
- 管理職手当：5%削減（H9～）
- 特殊勤務手当の見直し：97種類→47種類、平年度ベースで約6.6億円の削減（H10）
- 行政評価システム（事務事業評価、公の施設評価、建設事業再評価、主要プロジェクト評価、公営企業の経営評価）を導入
- 一般行政部門：H11～13で700人、H14～20で1,500人定数削減
- 教育部門：H11～13で2,900人、H14～20で1,900人定数削減
- 指定出資法人：累積欠損金を有する法人について法人毎に経営健全化に向けた対応方針を提示、H13までに概ね2割程度の法人の削減を目標、H13までに概ね2割程度の常勤役員を削減、常勤職員の事業見直し等による削減

◆岡山県

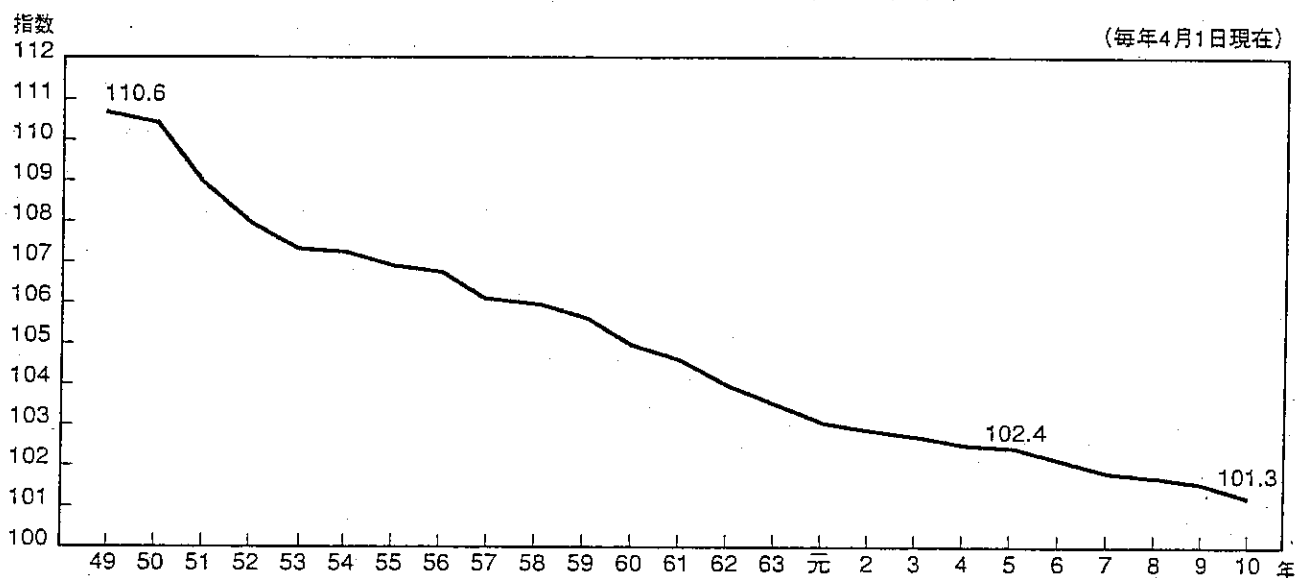
- 知事：給料20%、期末手当20%削減、副知事：給料15%、期末手当10%削減、出納長等特別職：給料8～5%、期末手当10%削減
- 全職員：給与改定9ヶ月延伸（H9、10）
- 全職員：期末・勤勉手当5%削減（H11）
- 管理職手当：20%削減（H11）
- 議員：報酬5%削減（H11）
- H10～15において知事部局職員530人程度、教育職員950人程度を計画的に純減
- 新規採用職員を最大で退職者数の2分の1程度まで抑制
- 外郭団体の見直し（指導指針及び見直し基準により不断の点検、統廃合計画により6団体を削減）
- 事業評価システム導入に係る具体的な事業評価手法の検討

政令指定都市、中核市をはじめ、市町村においても積極的に行政改革に取り組んでいます。

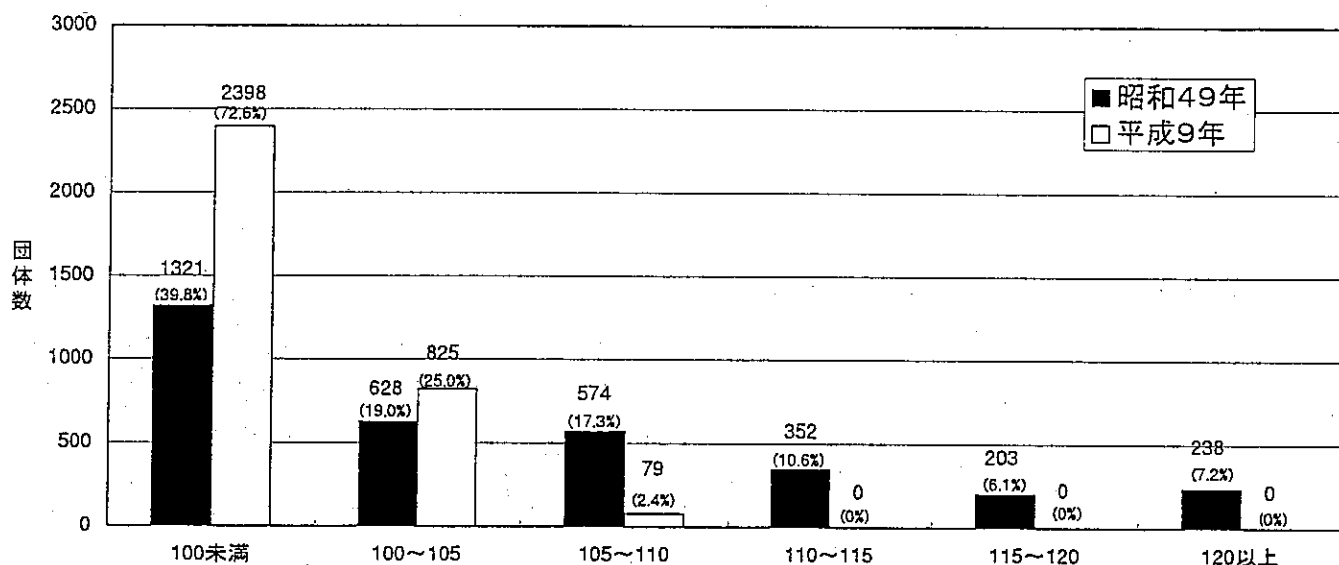
地方公務員の給与水準

- ラスパイレス指数で見ると、地方公務員の給与水準は、昭和50年以降24年間一貫して低下しつづけており、全地方公共団体平均（職員数による加重平均）で101.3となっています。
- ラスパイレス指数の分布状況は、逐年低い階層に移行しています。ラスパイレス指数110以上の団体は、平成6年以降皆無となっており、昭和49年当時（793団体）と比べ、着実に適正化が進んでいます。また、ラスパイレス指数100未満の団体は、平成10年には、全団体の7割に相当する2,398団体（全団体の72.6%）となっています。

ラスパイレス指数（全地方公共団体平均の推移）



ラスパイレス指数の分布状況の推移



上記の表には反映されていませんが、平成10年度においては、11都府県及び1政令市等において給与改定の抑制や給与等の削減が行われています。

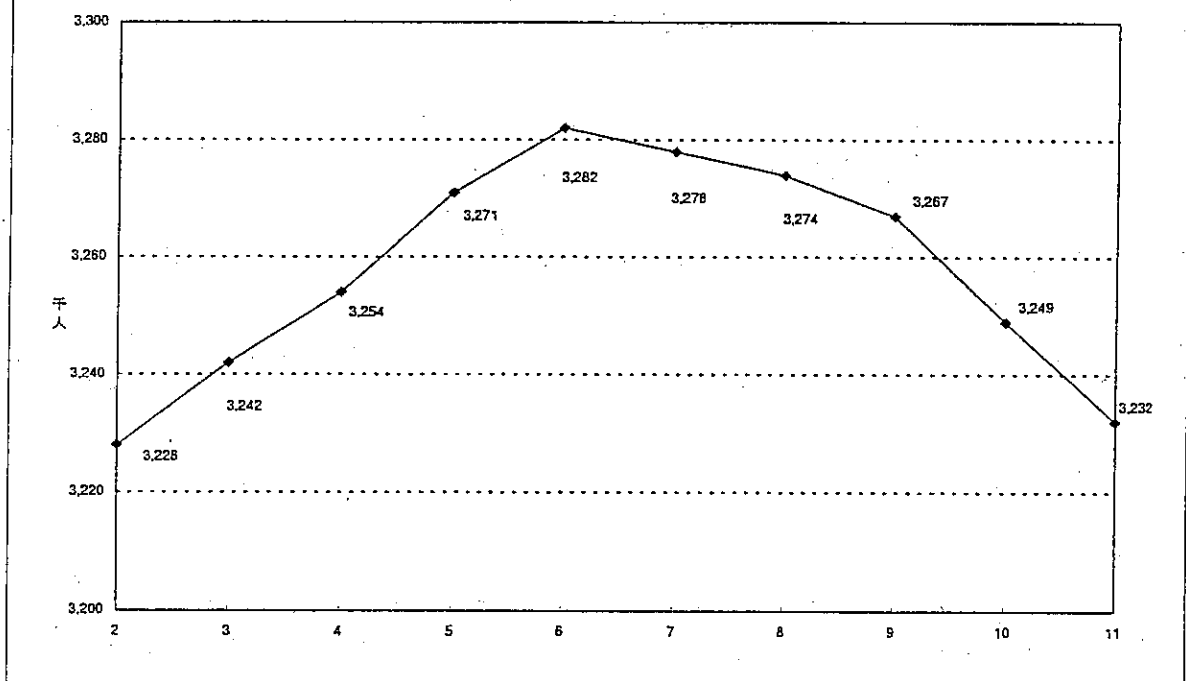
また、平成11年度以降においても昇給の延伸や、より一層の給与等の削減を行うこととしている団体があります。

地方公務員数の状況

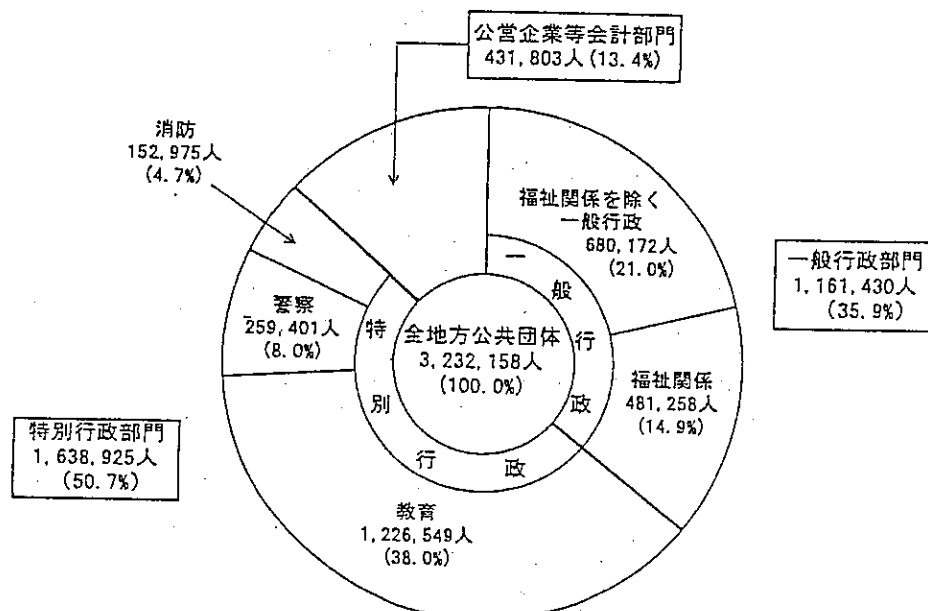
- 地方公務員総数は、平成11年4月1日現在で323万2,158人と、対前年比で1万7,336人の減少（対前年減少数は過去最大）となり、平成7年から5年連続の減少となった。また、一般行政部門は、平成8年から4年連続の減少となっている。
- 地方公務員総数を行政分野別に見ると、教育、警察、消防が全体の約 1/2 を占めるほか、福祉や病院など、住民に身近な行政サービスに携わる職員がその大半を占めている。

地方公務員総数の推移

（平成2年～平成11年）



部門別職員数（平成11年4月1日現在）



市町村合併の推進についての政府の取組

- 「市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）」の平成7年改正
- 地方分権推進委員会第2次勧告（平成9年7月）
- 第25次地方制度調査会答申（平成10年4月）
- 地方分権推進計画（平成10年5月 閣議決定）

- 自主的な市町村の合併を更に一層推進することが必要。
- 都道府県は、地域全体の発展や住民生活の水準の確保という観点から、市町村の合併を自らの問題として考え、積極的に支援することが重要。
国は、市町村の合併に関する地方公共団体の取組を支援。

- 1 「市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）」の改正
 - ・ 地方分権一括法公布日（平成11年7月16日）に即日施行
 - ・ 法期限は延長せず（期限：平成17年3月31日まで）
- 2 市町村合併推進本部の設置
 - ・ 自治省に市町村合併推進本部を設置（平成11年7月12日）し、市町村合併を総合的に支援
- 3 市町村の合併の推進についての指針の作成・通知
 - ・ 都道府県が作成する要綱の参考となる市町村の合併の推進についての指針を作成、通知（平成11年8月6日）
- 4 都道府県に合併の推進についての積極的な取組を要請
 - ・ 合併のパターン等を内容とする市町村合併の推進についての要綱の作成、周知
 - ・ 合併市町村に対する統合的補助金の交付
 - ・ 市町村の規模に応じた権限委譲（条例による事務処理の特例）
 - ・ 合併市町村の円滑な行政運営への協力
- 5 財政措置の拡充
 - ・ 合併の障害除去・環境整備、合併後のまちづくり支援
 - ① 普通交付税算定の特例（合併算定替）の期間の延長（合併特例法）
 - ② 合併特例債の創設（合併特例法）
 - ・ 一体性の確立・均衡のある発展のための公共的施設の整備事業等
 - ・ 地域住民の連帯の強化・旧市町村区域の地域振興等のための基金の積立
 - ③ 公債費負担格差の解消のための財政措置等
- 6 市町村合併の気運の醸成
 - ・ 自治大臣の委嘱による市町村合併推進会議の設置（平成12年4月4日）
 - ・ 合併相談コーナー、インターネット等を活用した情報提供
 - ・ 広域行政アドバイザーの派遣による助言、積極的な取組の要請等
- 7 市町村合併推進事業（平成12年度予算）
 - ・ 市町村合併について広く国民の理解、認識を深めるための広報・啓発事業を実施するとともに、合併準備及び合併に伴い市町村が実施する事業に対する補助金制度を創設